

外国 PEPs について

外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略) とは、以下に該当する方を指します。

- (1) 「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方又は過去にこれらの者であった方
 - ① 国家元首
 - ② 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ③ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ④ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ⑤ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ⑥ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ⑦ 中央銀行の役員
 - ⑧ 予算委ついて、国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- (2) 上記 (1) に掲げる者の家族（配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子）